明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第五十三条の次に次の一条を加える。

（製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法）

第五十三条の二　法第四百六十七条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2　法第四百六十七条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3　前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4　法第四百六十七条第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5　法第四百六十七条第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6　前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七条第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7　法第四百六十七条第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第五十四条の十八第一項第五号中「農業共済組合連合会」の下に「（農業保険法第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）」を加え、同条第二項第三号中「農業災害補償法第九十六条又は第九十八条の二」を「農業保険法第百二十七条又は第百三十一条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百七十二条」に改める。

第五十六条の二十六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護医療院で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するものとする。

第五十六条の二十六の五中「及び」を「若しくは」に改め、「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」の下に「、同項第二号の三に掲げる事業」を加え、「並びに」を「又は」に改める。

第五十六条の六十八第二項中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改める。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同条第二項第二号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に、」に、「応じ」を「応じ」に改め、同号ロ中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号ハ中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同項第三号及び第四号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に、」に、「応じ」を「応じ、」に改める。

第五十七条の二中「第七百三十四条第二項第二号」を「第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「関する規定」の下に「並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項」を加え、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

第五十七条の二の三中「（同条第一項後段」を「（第一項後段」に、「によつて」を「により」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十七条の二の五とする。

第五十七条の二の二中「準用する法第三百二十一条の八第二十四項」を「準用する法第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第一号中「連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七条の四において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第二号イ中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条ロ中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条を第五十七条の二の四とする。

第五十七条の二の次に次の二条を加える。

第五十七条の二の二　特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。）又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合　当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二　当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ　当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一条の八第二十四項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額